

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

ガス局	(20 年度)													
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置													
<p>7 出資団体決算の開示 (3) 決算開示上の不備 地方公共団体の首長は出資比率 50%以上の出資団体について、議会への経営状況報告義務(地方自治法第 243 条の 3 第 2 項)がある。当該経営状況の報告する様式等について、地方自治法上の明確な規定はないが、法人類型に応じて会計基準が定める決算開示書類により報告が行われることが合理的である。 法人類型に応じた決算開示書類は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>株式会社</td> </tr> <tr> <td>会計基準</td> <td>会社法・会社計算規則</td> </tr> <tr> <td>決算開示書類</td> <td>貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表 附属明細書</td> </tr> </table> <p><b>【監査の結果】</b> 市では、出資団体の経営状況を報告する様式等について明確な定めを設けていない。 法人類型に応じた会計基準によると、以下の出資団体において決算開示上の不備が生じている。</p> <p>仙台ガスエンジニアリング(株)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>出資団体</th> <th>開示上の不備の内容</th> <th>根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台ガスエンジニアリング(株)</td> <td>関連当事者との取引の注記(主要株主との取引)</td> <td>会社計算規則第 140 条第 1 項</td> </tr> </tbody> </table>		株式会社	会計基準	会社法・会社計算規則	決算開示書類	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表 附属明細書	出資団体	開示上の不備の内容	根拠規定	仙台ガスエンジニアリング(株)	関連当事者との取引の注記(主要株主との取引)	会社計算規則第 140 条第 1 項	<p>平成 22 年度決算から、決算書に関連当事者との取引を掲載し、開示させた。</p>	
	株式会社													
会計基準	会社法・会社計算規則													
決算開示書類	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表 附属明細書													
出資団体	開示上の不備の内容	根拠規定												
仙台ガスエンジニアリング(株)	関連当事者との取引の注記(主要株主との取引)	会社計算規則第 140 条第 1 項												